議案第３０号

上越市印鑑条例の一部改正について

上越市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成３１年２月２８日提出

上越市長　　村　山　秀　幸

上越市印鑑条例の一部を改正する条例

上越市印鑑条例（昭和５０年上越市条例第３３号）の一部を次のように改正する。

第１０条に次の１項を加える。

２　第４条第１項ただし書の規定は、前項の規定による届出の場合に準用する。この場合において、同条第１項ただし書中「申請する」とあるのは、「届け出る」と読み替えるものとする。

第１３条第１項中「登録者について、次の各号のいずれかに該当したことを知ったときは、職権で」を「次の各号のいずれかに該当するときは、」に改め、同項第１号中「第１０条」を「第１０条第１項」に改め、「及び前条第１項の規定による申請」を削り、同項第４号を削り、同項第３号中「第６条第１号」を「第６条第１項第１号」に改め、同号を同項第４号とし、同項第２号中「が死亡し、又は転出により」を「の」に改め、同号を同項第３号とし、同項第１号の次に次の１号を加える。

⑵　前条第１項の規定による申請があったとき。

第１３条第２項中「同項第２号」を「同項第１号から第３号まで」に改める。

第２０条を第２１条とし、第１７条から第１９条までを１条ずつ繰り下げる。

第１６条中「印鑑登録証明の申請」を「第１５条第１項の規定による印鑑登録証明書の交付の申請」に改め、同条を第１７条とし、第１５条の次に次の１条を加える。

（多機能端末機による印鑑登録証明書の交付）

第１６条　前条の規定にかかわらず、登録者は、多機能端末機（本市の電子計算機と通信回線により接続された民間事業者が設置する端末機で、証明書を交付する機能を有するものをいう。）に個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第７項に規定する個人番号カードであって、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成１４年法律第１５３号）第２２条第７項の規定により同条第１項に規定する利用者証明用電子証明書が記録されたものをいう。）を使用し、暗証番号（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成１５年総務省令第１２０

号）第４２条第２項の規定により設定された暗証番号をいう。）を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

附　則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

⑴　次号に掲げる改正規定以外の改正規定　公布の日

⑵　第２０条を第２１条とし、第１７条から第１９条までを１条ずつ繰り下げる改正規定及び第１６条の改正規定、同条を第１７条とし、第１５条の次に１条を加える改正規定　平成３１年７月１日